

3. 旧法に関する取扱い

- 昭和61年4月施行の「国民年金法の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)により、現在の基礎年金制度（新法）が設けられ、併せて障害等級を定める政令別表や障害認定基準も新たに策定された。
ただし、障害認定日が昭和61年4月1日前の障害年金については、昭和61年改正前の国民年金法及び厚生年金保険法（旧法）の政令別表及び障害認定基準を適用することとなっている。（障害認定日が昭和61年4月1日以降のものは新法を適用）
- 平成24年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」による額改定請求の待機期間の見直しでは、旧法の障害年金についても新法の障害年金に準じて取り扱うこととなっている。
- これまで新法の政令別表や障害認定基準に関する検討を行ってきたところであるが、旧法の障害年金についても、新法と旧法の政令別表や障害認定基準の違いを踏まえつつ、7つの条件に照らして、新法に関する規定に準じて対象を定めることが適当ではないか。

(例)

[新法]

両眼の視力の和が0.04以下となった場合

[旧法（厚生年金）]

両眼の視力が0.02以下となった場合

※厚生年金保険法（旧法）別表では、両眼それぞれの視力で等級を認定することとしている。

[新法]

人工透析療法の施行（3か月以上継続した場合に限る）

[旧法]

規定なし

※旧法では、障害認定基準において人工透析療法の施行は障害厚生年金の3級と規定されている。

新法と旧法の施行令別表（法別表）の対照表

障害の 程 度	障 害 の 状 態		
	国民年金法施行令別表（新法）	国民年金法別表（旧法）	厚生年金保険法別表（旧法）
一 級	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの	同左	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの
	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの	両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの	
	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	同左	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢のすべての指を欠くもの	同左	両上肢を腕関節以上で失つたもの
	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	同左	
	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	同左	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	同左	両下肢を足関節以上で失つたもの
	体幹の機能に座つてはいることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	同左	
	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	同左	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	同左	精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	同左	
			傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの